

医療廃棄物および産業廃棄物処理業務委託仕様書

国家公務員共済組合連合会 九段坂病院

この仕様書は、国家公務員共済組合連合会 九段坂病院（以下「甲」という。）における医療廃棄物および産業廃棄物処理業務委託の円滑な履行を目的とし、次に掲げる業務についてその仕様を定め、受託者（以下「乙」という。）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「大気汚染防止法」及び「東京都千代田区の条例」等、その他関係法令を遵守し、適正かつ誠意をもって確実に実施するものとする。

1. 件名

医療廃棄物および産業廃棄物処理業務 委託

2. 履行場所

東京都千代田区九段南 1-6-12

国家公務員共済組合連合会 九段坂病院

3. 履行期間

2019年4月1日から2022年3月31日までの3年間

4. 業務内容

①一般廃棄物を廃棄物貯留場所から回収し収集運搬及び処理処分業務を行う。

②産業廃棄物を廃棄物貯留場所から回収し収集運搬及び処理処分業務を行う。

③リサイクル（資源化）物の収集運搬及び処理処分業務を行う。

※機密文書処理は専用容器を用意し、リサイクル処理をおこなう。

④感染性廃棄物（特別管理産業廃棄物）を甲の指定するバイオハザードマーク付き容器を乙の費用にて準備し収集運搬及び処理処分業務を行う。

⑤関係各所から廃棄物の処理について調査依頼のあった場合は、それに準ずる書類の作成業務を行う。

※①~④について、乙は甲より排出される廃棄物・リサイクル物を適正に回収し、収集運搬処理処分業務を行うこと。（回数については甲の指示に従うものとする。）

5. 収集時間

乙は、甲の指示する時間帯に上記4. ①から④の各業務を行うものとする。

6. 容器の種類

①②③においては、甲に設置されている容器を使用すること。

尚、甲より指示があった場合は適切な容器を乙の費用にて設置するものとする。

機密文書においては廃棄文書と印刷された専用段ボール容器を用意すること。

④においては、甲の指定するバイオハザードマーク付き容器を乙の費用にて準備し収集運搬及び処理処分業務を行うこと。

※感染性廃棄物用容器

プラスチック製20リットル、50リットル・段ボール60リットル、80リットルの計4種類を使用し、容器にはバイオハザードマークを明記すること。

※容器は、蓋付きであること。

※容器は、衝撃により損傷しても、内容物が飛散・流出しないものであること。

※尚、非感染性廃棄物用 80リットル容器を別途用意するものとする。

7. 予定数量

甲が履行期間中に排出する廃棄物等の予定数量は次のとおりとする。

廃棄物名	月間想定量	
①生ゴミ・紙ごみ	8,927	k g
②ビン・カン・ペットボトル (90L)	64	袋
③OA紙・新聞・雑誌・段ボール	1,382	k g
③ミックスペーパー	2,060	k g
③機密文書	590	k g
	上記①～③月極め固定料金	
②廃プラスチック (90L)	138	袋
④感染性廃棄物 20L (プラ容器込)	110	箱
④感染性廃棄物 50L (プラ容器込) 及び 80L (段ボール容器)	417	箱
④感染性廃棄物 60L (段ボール容 器込)	75	箱
④非感染性廃棄物 80L (段ボール 容器込)	178	箱
	上記②④月出来高料金	

予定数量に対する月極め固定金額及び月出来高単価の合計

8. 受託資格

ア、省庁及び連合会において同様な取引を有し、上記 ①～④ 全省庁統一資格の役務の提供にて 2019 年度から 2022 年度度等級 C 以上であること。

イ、病床 200 床以上の病院にて実績を有し、4. の①～④までをすべて受託可能であること。

ウ、過去実績において、不正、トラブル、紛争等により、契約の途中解除もしくは入札参加拒否等の罰則を受けたことがないこと。(機密文書を取り扱うため)

①千代田区一般廃棄物収集運搬業許可であること。

※2018 年度において一般廃棄物の年間排出量が 100,000kg 程度ある同一医療機関の収集運搬処理処分業務の契約実績を有し、問題なく契約業務を実施していること。

②東京都産業廃棄物収集運搬業許可であること。

※2018年度において産業廃棄物の年間排出量が30,000kg程度ある同一医療機関の収集運搬処理処分業務の契約実績を有し、問題なく契約業務を実施していること。

③東京都産業廃棄物処分業許可を有し、リサイクル処理が可能であること。また、古紙においては、乙が再生登録業者と提携していること。

④東京都特別管理産業廃棄物における感染性廃棄物収集運搬許可業者であること。

※2018年度において特別管理産業廃棄物(感染性廃棄物)の年間排出量が50,000kg程度ある同一医療機関の収集運搬処理処分業務の契約実績を有し、問題なく契約業務を実施していること。

※感染性廃棄物の処理施設は特別管理産業廃棄物における感染性廃棄物処分業許可業者であること。

※処理施設は廃棄物処理法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設に該当し処理能力は50トン/日以上でダイオキシン類特別措置法等の基準を満たしていること。

※甲が電子マニフェストを使用する為、これに対応できること。

※上記①～④を証明できる資料を提出すること。

エ、廃棄物の適正な処理を確保する為、排出段階での注意だけでなく甲、乙及び処分業者と綿密な連絡を行い廃棄物の取り扱いを適正にすること。

オ、乙は原則廃棄物収集運搬処理処分の再委託をしてはならない。ただし、一部の業務については、あらかじめ甲の書面による承諾がある場合はこの限りではない。

カ、乙は甲より委託された廃棄物等収集運搬処理処分業務の完了まで、法令に基づき適正に処理すること。また、この間に発生した事故等については、その原因が甲の責に帰する場合を除き、乙がすべての責任を負うこと。

キ、乙は原則として甲より委託された廃棄物の積み替え・保管は行わないこと。

ク、乙は、廃棄物等収集運搬処理処分業務について処分場における処分の方法、日時、場所、責任者等を明記したマニフェストを、法令に従って甲に提出すること。

9. 安全対策

ア、乙は廃棄物等を取り扱う作業員に対しては、安全に日常の業務を遂行するため、並びに不測の事態が発生した場合に、迅速で且つ適切な処置を講じることができるよう、特に感染予防を中心として安全対策を講じておかなければならない。

イ、乙は廃棄物を取り扱う場合、ゴム又はビニール製の手袋を着用すること。

10. その他

ア、乙は廃棄物を取り扱う作業員に対し、継続的に十分な教育を受けさせ、廃棄物の適正な処理に必要な知識及び技能の保持に努めること。

イ、廃棄物には、病原体を含むものや有害化学物質、引火性物質などを含む場合もあり得るので、その取り扱いに当たっては十分注意すること。

ウ、乙は、病院敷地内においては、作業と関係ない場所には立ち入らないこと。

エ、乙が本仕様や法令等に違反し、甲又は第三者に損害を与えた場合には、乙はその損害賠償の責を負うものとする。

オ、本仕様書の解釈について疑義が生じた場合等は、甲、乙協議の上決定するものとする。